

国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領 平成30年3月30日改定 新旧対照表

現 行		改定案	
第1 目的		第1 目的	
第2 評価の対象とする事業の範囲		第2 評価の対象とする事業の範囲	
第3 評価の対象とする事業及び実施時期		第3 評価の対象とする事業及び実施時期	
第4 評価の実施手続、結果等の公表及び関係資料の保存		第4 評価の実施手続、結果等の公表及び関係資料の保存	
2 評価結果の公表 所管部局は、評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、評価の根拠等とともに、 <u>評価を実施した年度末もしくは新規事業採択時評価の手続きの着手前いずれか早い時期までに公表する。</u>		1 評価の実施手続 <u>(4) 港湾整備事業については、当該事業の複数案の比較・評価を行い、学識経験者等から構成される委員会等の意見聴取を経、港湾計画の策定等を行う場合には、評価の手続きが行われたものとする</u> ことができる。 2 評価結果の公表 所管部局は、評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、評価の根拠等とともに、 <u>評価を実施した後速やかに公表することとし、大臣官房は、実施済みの評価結果及び対応方針等を、毎年1月末にとりまとめ公表する。</u>	
第5 評価の手法		第5 評価の手法	
第6 その他		第6 その他	
第7 施行 1 本要領は、平成24年12月14日から施行する。 2 本要領の施行に伴い、「 <u>国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針（案）（平成22年8月9日策定）</u> 」のうち <u>評価に関する事項は廃止する。</u>		第7 施行 1 本要領は、平成30年3月30日から施行する。 2 本要領の施行に伴い、「 <u>国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領（平成24年12月14日策定）</u> 」は廃止する。	
第8 経過措置		第8 経過措置	

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領 平成30年3月30日改定 新旧対照表

改定案	
現 行	改定案
<p>第1 目的</p> <p>第2 評価の対象とする事業の範囲</p> <p>第3 評価を実施する事業</p> <p>第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>1 評価の実施手続</p> <p>(2) 評価の実施時期は、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。</p> <p>2 評価結果、採択箇所等の公表</p> <p>所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）は、1 (3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までを用途に、1 (3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。</p>	<p>第1 目的</p> <p>第2 評価の対象とする事業の範囲</p> <p>第3 評価を実施する事業</p> <p>第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>1 評価の実施手続</p> <p>(2) 評価の実施時期は、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認される前までに、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。</p> <p>2 評価結果、採択箇所等の公表</p> <p>所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）は、1 (3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。</p>

現 行	改定案
<p>第5 評価の手法</p> <p>第6 公共事業評価システム検討委員会</p> <p>第7 その他</p> <p>第8 施行</p> <p>1 本要領は、<u>平成23年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「<u>国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（平成22年4月1日改定）</u>」は、廃止する。</p>	<p>第5 評価の手法</p> <p>第6 公共事業評価システム検討委員会</p> <p>第7 その他</p> <p>第8 施行</p> <p>1 本要領は、<u>平成30年3月30日</u>から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「<u>国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（平成23年4月1日改定）</u>」は、廃止する。</p>

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 平成30年3月30日改定 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第1 目的</p> <p>第2 評価の対象とする事業の範囲</p> <p>第3 再評価を実施する事業</p> <p>1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。</p> <p>(1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業</p> <p>(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業</p> <p>(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。</p> <p>(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業</p> <p>この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、第4の1(3)①及び②(1)に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に<u>3年間</u>が経過した時点で継続中又は<u>未着工の事業</u>（一部供用事業を含む。）とし、第4の1(3)②(2)及び③に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）とする。</p> <p>(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業</p> <p>この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体（第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）又は所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）の長が行うものとする。</p>	<p>第1 目的</p> <p>第2 評価の対象とする事業の範囲</p> <p>第3 再評価を実施する事業</p> <p>1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。</p> <p>(1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業</p> <p>(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業</p> <p>(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。</p> <p>(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業</p> <p>この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、第4の1(3)①及び②(1)に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に<u>5年間</u>が経過した時点で継続中（一部供用事業を含む。）又は<u>3年間</u>が経過した時点で未着工の事業」とし、第4の1(3)②(2)及び③に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）とする。</p> <p>(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業</p> <p>この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、<u>事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認する取組を行った事業についてはその結果も踏まえ</u>、再評価の実施主体（第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）又は所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）の長が行うものとする。</p>

次ページへ

次ページへ

現 行

第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存  
 1 再評価の実施手続  
 (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。  
 ①～③略  
 ④ 第3の1(4)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から3年間が経過後の年度の1月未までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度未までに実施する。

第5 再評価の手法

第6 事業評価監視委員会

第7 その他

第8 施行

- 1 本要領は、平成28年3月31日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」(平成23年4月1日改定)は、廃止する。

第9 経過措置

別紙一1

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
<u>航路標識整備事業</u>	工事に未着手

改定案

第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存  
 1 再評価の実施手続  
 (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。  
 ①～③略  
 ④ 第3の1(4)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間 (継続中の場合) 又は3年間 (未着工の場合) が経過後の年度の1月未までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度未までに実施する。

第5 再評価の手法

第6 事業評価監視委員会

第7 その他

第8 施行

- 1 本要領は、平成30年3月30日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」(平成28年3月31日改定)は、廃止する。

第9 経過措置

別紙一1

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
<u>船舶交通安全基盤整備事業</u>	工事に未着手